

## 第4. 監査意見

### 私立学校運営費補助金の在り方について

運営費補助金の交付目的は「私立学校の振興・充実を図るため」とされているが、その実現のために県がどのような姿勢で臨もうとしているのか、その具体的な内容はここには示されていない。

この補助金の交付は、経営の安定化、保護者負担の軽減だけでなく、教育条件の改善もその目的になっている。しかし現状の補助金交付は、後述する教員派遣研修割や情報化推進割などを見ても、必ずしも私立学校法人に対して教育条件の改善を実現するための刺激を与えていないように思われる。基本的には、全ての補助事業者（私立学校法人）の継続運営、言い換えると私立学校の健全な発達に資するという私立学校運営費補助の趣旨重視ということが有り、地域における必要性がそれほど高くない、或いは経済的な自立を含む経営努力が明らかに不足していると思われる学校法人が淘汰されることはやむを得ない、という考え方は明確にはとられていない。

しかし、急速に進むわが国の少子化を考慮すれば、自立力向上の努力を怠っていたり非効率的な運営をしたりしている学校法人は、将来的に淘汰されていくことが予想されている。県としては望ましい方向に誘導するため、私立学校法人側でなされるべき自助努力と県が行政負担として税金を投入して行うべき補助をより明確にし、お互いの努力によりよき教育環境を作ることも今後益々重要である。

#### 1. 私立学校運営費補助金交付額の計算方法について

佐賀県における私立学校への運営費補助金交付額の算定方法は、高等学校、中学校、専修学校、幼稚園別に非常に精緻に練り上げられている。考慮されている範囲は非常に広く、辛いところに手が届くような気配りが施されている。しかし、交付計算の対象となる項目が相当な数になり、大半が少額にとどまるという結果を招いている。

それぞれの計算項目は、さまざまな要因のものがあり、一方では教育内容に特色のある部分により多くの補助金を交付するという項目がある反面、他方では、どちらかというとそれとは反対の、補助金交付額をむしろ平準化させるような項目、例えば高等学校の場合「生徒数割」の中

にある「生徒減少対策分」、「調整割」の中の「補助金収入激減緩和措置割」や「最終調整」の項目等が存在する。

確かに学校法人の経営安定化という点においては、短期間での急激な変化は好ましくないとも考えられ、「生徒減少対策分」「補助金収入激減緩和措置割」などの項目にも意義は認められる。計算項目は各々他の項目とは異なる視点で計算が行われていながら、項目が多くなるほど前述のように最終的には平準化された補助金額となっている。

多くの区分計算を行うことにより、最終的に平準化された交付額が算定されるのであれば、非常に複雑かつ計算に手間のかかる現在の計算方法が本当に有意義なものであるのか疑問を感じるものである。しかも、そのための計算には、膨大な労力が費やされている。

県としての私学教育に対する考え方をもとに、私立学校運営費補助の調整割に重点的施策等を打ち出してはいるが、補助金の額としての配分が少ない割に複雑すぎて十分に伝わっていない感がある。従って重点施策にそったより効率的で簡素化された補助金の交付スタイルを追求していくことが必要であると考える。

そうすることにより、私立学校法人側でも受領できる補助金の額がある程度積算可能になるなど運営にも役立つし、県における事務の簡素化にもつながっていくものと考える。

次に高等学校、中学校、幼稚園の補助対象経費と交付補助金並びに交付率を記載する。補助対象経費の40%以上の交付を受けた先が全体の72%を占めており、交付率の平準化が見て取れる。

#### 学校ごとの補助対象経費と交付補助金並びに交付率一覧

単位：千円

区分	学校	対象経費	補助金	比率 %
高校	1	669,505	303,155	45.3
高校	2	737,062	318,650	43.2
高校	3	971,376	458,133	47.2
高校	4	573,245	277,315	48.4
高校	5	463,670	231,835	50
高校	6	329,316	164,658	50
高校	7	533,523	186,488	35

区分	学校	対象経費	補助金	比率 %
幼稚園	35	44,095	20,105	45.6
幼稚園	36	47,550	19,641	41.3
幼稚園	37	69,499	28,341	40.8
幼稚園	38	23,957	11,978	50
幼稚園	39	31,841	13,075	41.1
幼稚園	40	37,605	15,805	42
幼稚園	41	34,310	16,609	48.4

高校	8	362,576	146,738	40.5
	計	4,640,273	2,086,972	45

区分	学校	対象経費	補助金	比率 %
中学	1	76,101	38,051	50
中学	2	90,009	45,004	50
中学	3	93,624	46,812	50
中学	4	240,630	111,944	46.5
中学	5	269,280	83,808	31.1
	計	769,644	325,619	42.3

区分	学校	対象経費	補助金	比率 %
幼稚園	1	28,570	12,793	44.8
幼稚園	2	65,009	28,485	43.8
幼稚園	3	40,861	18,415	45.1
幼稚園	4	65,403	22,864	35
幼稚園	5	36,441	14,702	40.3
幼稚園	6	30,560	12,422	40.6
幼稚園	7	24,375	12,164	49.9
幼稚園	8	16,980	8,490	50
幼稚園	9	107,410	37,539	34.9
幼稚園	10	71,475	25,324	35.4
幼稚園	11	72,028	27,979	38.8
幼稚園	12	20,607	9,442	45.8
幼稚園	13	54,302	22,510	41.5
幼稚園	14	87,810	32,508	37
幼稚園	15	19,076	9,538	50
幼稚園	16	16,545	8,272	50
幼稚園	17	13,361	6,680	50
幼稚園	18	37,296	17,550	47.1
幼稚園	19	54,025	21,788	40.3
幼稚園	20	38,614	14,200	36.8
幼稚園	21	31,517	13,278	42.1
幼稚園	22	14,056	7,028	50

幼稚園	42	32,900	16,450	50
幼稚園	43	22,570	11,285	50
幼稚園	44	24,535	11,316	46.1
幼稚園	45	43,954	18,725	42.6
幼稚園	46	18,286	9,143	50
幼稚園	47	21,417	10,708	50
幼稚園	48	61,712	21,778	35.3
幼稚園	49	34,256	16,604	48.5
幼稚園	50	53,755	20,881	38.8
幼稚園	51	42,590	20,911	49.1
幼稚園	52	11,674	5,837	50
幼稚園	53	25,568	12,264	48
幼稚園	54	22,796	10,825	47.5
幼稚園	55	30,097	13,957	46.4
幼稚園	56	21,922	10,961	50
幼稚園	57	80,284	30,252	37.7
幼稚園	58	33,734	12,856	38.1
幼稚園	59	27,137	13,568	50
幼稚園	60	12,966	6,483	50
幼稚園	61	22,714	11,357	50
幼稚園	62	27,718	13,724	49.5
幼稚園	63	10,197	5,098	50
幼稚園	64	47,960	17,410	36.3
幼稚園	65	24,717	10,490	42.4
幼稚園	66	28,092	12,318	43.8
幼稚園	67	26,347	13,173	50
幼稚園	68	26,299	11,573	44
幼稚園	69	31,525	12,949	41.1
幼稚園	70	20,795	9,847	47.4
幼稚園	71	31,013	10,263	33.1
幼稚園	72	54,962	19,155	34.9
幼稚園	73	33,601	13,103	39
幼稚園	74	19,689	9,676	49.1
幼稚園	75	33,484	14,173	42.3

幼稚園	23	48,017	17,975	37.4
幼稚園	24	21,675	10,254	47.3
幼稚園	25	15,277	7,638	50
幼稚園	26	39,121	15,995	40.9
幼稚園	27	72,250	23,903	33.1
幼稚園	28	58,763	17,197	29.3
幼稚園	29	68,490	24,834	36.3
幼稚園	30	79,482	27,493	34.6
幼稚園	31	68,242	24,160	35.4
幼稚園	32	56,002	22,928	40.9
幼稚園	33	50,664	22,236	43.9
幼稚園	34	48,581	19,273	39.7
	76	30,010	11,336	37.8
	77	35,433	14,045	39.6
	78	28,520	13,105	46
	79	38,583	16,324	42.3
	80	48,853	16,645	34.1
	81	25,390	12,695	50
	82	36,336	12,169	33.5
	83	47,326	20,331	43
	84	17,616	8,808	50
	85	27,968	12,579	45
	86	22,393	11,196	50
	87	41,417	14,784	35.7
	計	1,572,885	617,857	39.3

5 0 % (最高限度) の補助を受けた先	26%
4 5 %以上 5 0 %未満の補助を受けた先	22%
4 0 %以上 4 5 %未満の補助を受けた先	24%
3 5 %以上 4 0 %未満の補助を受けた先	19%
3 0 %以上 3 5 %未満の補助を受けた先	8%
3 0 %未満の補助を受けた先	1%

## 2. 私立学校運営費補助対象経費の算定方法及び金額検証について

運営費補助金の補助対象経費並びに補助金額については、別表として以下のように定められている。

### 「対象経費」

補助事業者が設置する私立学校の運営に要する経費のうち、次に掲げる経費（別に定める経費を除く。）

- ① 人件費支出
- ② 教育研究経費支出及び管理経費支出
- ③ 設備関係支出（児童生徒の安全確保に関するもの及び図書支出に限る）

- 補助対象経費から除く経費として以下のように定められている。  
「交付要綱別表の対象経費中、別に定める経費は次のとおりとする。」
- ① 補助活動等（スクールバス、寄宿舎（寮）、給食、売店及び食堂を含む。）に要する経費（以下「補助活動等に要する経費」という。）のうち、当該経費に係る生徒（園児）納付金額（補助活動等に要する経費の金額を上限とする。）に相当する経費
  - ② 冷暖房に要する経費（他の経費と区分できない場合は冷暖房に係る生徒（園児）納付金額（冷暖房に要する経費の金額を上限とする。）に相当する経費
  - ③ 設備関係支出中図書支出のうち、当該支出に係る生徒（園児）納付金額（図書支出の金額を上限とする。）に相当する支出
  - ④ 国又は地方公共団体等の他の補助金及び委託費等の対象となる事業に要する経費
  - ⑤ 上記に掲げる経費のほか、人件費支出のうち、役員報酬支出及び退職金支出
  - ⑥ 上記に掲げる経費のほか、教育研究経費支出及び管理経費支出のうち、食糧費（食事費）支出、涉外費支出、接待交際費（交際接待費、交際費）支出及び雑費支出

#### 「補助金額」

1校（園）に対する補助金の総額は、次の各区分ごとに算定した額の合計額とする。

ただし、補助対象経費の2分の1を限度とする。

このため、当初算定された補助金交付額が、最終的に補助対象経費の2分の1を超えてしまった場合には、その超えた部分の金額を返還することになる。

#### （1）補助対象経費から除外される各種経費について

言うまでもないが、補助対象経費並びにこれから除外される各種経費の金額は、正確に算定されるべきものである。

ところが、補助対象経費から除くものとして定められている上記の①から⑥までの経費のうち、特に⑥に示されている経費については、その定め方が分かりづらい。ある程度は具体的な区分や例示等を示すことにより、学校法人でも除外すべき経費が明確に区分できるようにすべきだと考える。

学校法人に対しては、補助金に関するヒアリングの際に指導を行ってはいるが、より周知させ統一的な運用を行うためにもそのような措置が必要であると考える。

重要なのは、補助金交付後これら補助対象経費から除かれる分の検証を実施することだと考える。現状では、書面上の検証と、県の監査委員事務局の監査及びその事前指導を通じて、毎年5ないし10件程度の私立学校法人に対して検証が行われているようである。

補助金を交付する私学文化課やこども課のほうでも、毎年数多くの学校法人には回れないとしても、継続的により多くの私立学校法人に対する検証を実施すべきであると考える。

(2) 補助対象経費の2分の1の金額が、補助金額の上限であることにについて

① 年度途中での再配分並びに返還に関連して

運営費補助の計算方法は各県において様々であるが、当県の場合は区割り計算による積み上げ方式を採用しており、各学校法人ごとの補助金額の上限金額は、補助対象経費の2分の1となっていいる。

もともと運営費補助金予算総額は、生徒数一人当たりの単価に生徒数を乗じて決定される。その後区割り計算によって各学校法人に配分する。交付年度の途中において、全学校法人から12月末時点での決算見積による補助対象経費を基に運営費補助金申請が県に提出される。交付予定額が補助対象経費の2分の1を超える部分については、減額している。減額された合計額を交付予定額が補助対象経費の2分の1を超えていない学校法人に対して再度配分する作業が行われる。

さらに各学校法人の決算確定後、実績報告書にもとづき既交付の補助金が決算確定額による補助対象経費の2分の1を超えることとなった場合には、その超過部分を翌年度に返還させる。逆に、決算見込より決算確定額が増加しても、その増加分に見合う補助金の追加配分はない。

平成15年度に或る私立学校法人の決算見込が大幅に過少見積もりになっていた。決算書では当然実際支出額になっていた。しかし運営費補助金額の決定は決算見込でなされるので、決算書では決算見込より大幅に支出増になっていたが補助金の追加交付は

受けられなかつた。

折角補助金額の総額が交付されようと準備されているのに、それぞれの学校法人の見込誤りや、見込後の経費削減等により、結果的には交付されず県に返還されることになつてしまふ。県の財政という観点からは好ましいことではあるが、もともと運営費補助金の制度趣旨に基づいて交付が予定されている金額が結果的には交付されず、その部分の金額は、補助金の趣旨からすれば有効活用されなかつたことになつてゐる。

従つて、各法人の決算見込は正確に行われなければならず、毎年同様の傾向により補助金を返還しているような法人があれば、決算の見積もりに対して十分な指導を行うべきである。

15年度中に返還された14年度の補助金額は以下のとおり。

交付額 80法人 3,760,319千円

返還額 13法人 17,793千円 (0.475%)

大口返還学校法人

A学校法人 返還額1,302千円 申請 99,085千円

B学校法人 返還額8,080千円 申請 374,663千円

C学校法人 返還額5,134千円 申請 286,749千円

D学校法人 返還額1,799千円 申請 23,575千円

## ② 経費削減と2分の1上限額の関係

補助対象経費の発生額と補助金交付額の関係については、大きく分けて定額補助と定率補助との2つのものがある。定額補助とは、補助対象経費の発生金額に係らず当初に決定された一定額の補助金が交付されるものである。これに対し定率補助とは、補助対象経費の発生額に対して一定の割合を補助するものであり、その発生額が減少すればそれに応じて一定の割合で補助金額も減額される仕組みになっているものを使う。

運営費補助金は、補助対象経費の2分の1が補助限度となっているが、それぞれに区分された算定根拠により詳細な計算を実施し、それらの計算額を積み上げることにより、各学校法人ごとの補助金額を計算している。その中には、一部発生経費に応じて計算される分もあるが、全体的には教員数・生徒数・教育の内容等

様々な要素を計算根拠に用いており、発生経費とは必ずしも連動しない計算方法となっている。

補助金額に一定の制限をおくという点は理解できるところであるが、もともと区割り計算により積み上げられた補助金の積算額が基本的には発生経費を直接算定根拠としていないにもかかわらず、その経費の発生状況によっては減額されてしまうことには、矛盾がある。

仮設例を作つてみる。

非常に特色のある教育を積極的に行っていて、区割り計算による積算額が大きくなつた。一方経営努力により大幅に経費を削減できた。

その法人では経費の削減が進んでいるため、せっかく特色のある教育によって運営費補助金の積算額が補助対象経費の2分の1より大きくなつたにも係らず、結果的には補助金が補助対象経費の2分の1にまでカットされてしまうことがあり得る。その経費削減が教職員の人事費削減でなされているとすれば、教職員の痛みのもとに法人自体の運営が成り立つているような状況の中で、先進的な教育に取り組みながら結果的には補助金が減額されてしまうことになる。運営費補助は削減されたため、その後さらに人事費が削減されたとすると、ますます補助金が減額されることになつしまうわけである。

経費削減努力が補助金減額交付に結びつき、経営努力を阻害しないか、また、もともと予定されていた補助金の交付の趣旨と若干離れた内容の交付となつていないかと考える。

経費の発生額には関連性が薄い要因で計算された補助金であり、それぞれの計算過程がそれぞれ意味を持っていることから考えると、上限の2分の1という概念は必ずしも必要がないのではと考える。

返還に関する事務については、もともとの積算額が意味のあるものとして計算されているので、仮に2分の1の上限の概念を除けば、学校法人における事業内容や、他の積算根拠に変更が無ければ、通常補助金返還は生じないことになる。

仮に2分の1の上限を用いないとすれば、補助金交付計算を行

う県の事務負担は少なからず軽減され、①で述べた見積もりを基にした不合理な点も解消され、さらには②で述べたもともとの積算根拠が予定した本来の交付趣旨に沿った補助金の交付が可能になるものと考える。

平成15年度において、最終調整前の運営費補助金が補助対象運営費の2分の1を超過している状況は下記の表の通りである。この超過額を、超過していない学校法人に均等に再配分を行っており、

高等学校では超過額28,210千円を6校に再配分されており1校あたりの再配分額は均等に4,702千円、

中学校では超過額17,903千円を2校に再配分されており1校あたりの再配分額は均等に8,951千円、

幼稚園では超過額15,862千円を67園に再配分されており1園あたりの再配分額は均等に238千円であった。

高等学校、中学校では学校数が少ないので、1校あたりの再配分額が多額になるが、幼稚園では少額にとどまっており、超過額の再配分の要否は検討の余地があると考える。

#### 平成15年度 最終調整前の運営費補助金が補助対象運営費の2分の1を超過している状況

単位：千円

区分	A 積算補助金	B 補助対象経費	A/B %	超過補助金
高等学校	253,872	463,670	54.8	22,037
高等学校	170,831	329,316	51.9	6,173
合計	424,703	792,986	53.6	28,210

区分	A 積算補助金	B 補助対象経費	A / B %	超過補助金
中学校	39,256	76,102	51.6	1,205
中学校	55,085	90,009	61.2	10,081
中学校	53,429	93,624	57.1	6,617
合計	147,770	259,735	56.9	17,903

区分	A 積算補助金	B 補助対象経費	A/B %	超過補助金
幼稚園	9,568	16,980	56.3	1,078
幼稚園	10,609	19,076	55.6	1,071
幼稚園	7,880	13,360	59.0	1,200
幼稚園	7,546	14,056	53.7	518
幼稚園	7,950	15,276	52.0	312
幼稚園	12,197	23,956	50.9	219
幼稚園	17,630	32,900	53.6	1,180
幼稚園	11,614	22,570	51.5	329
幼稚園	9,546	18,286	52.2	403
幼稚園	11,175	21,416	52.2	467
幼稚園	7,331	11,674	62.8	1,494
幼稚園	12,882	21,922	58.8	1,921
幼稚園	13,587	27,136	50.1	19
幼稚園	7,049	12,966	54.4	566
幼稚園	12,084	22,714	53.2	727
幼稚園	6,595	10,196	64.7	1,497
幼稚園	14,479	26,346	55.0	1,306
幼稚園	13,898	25,390	54.7	1,203
幼稚園	8,969	17,616	50.9	161
幼稚園	11,387	22,392	50.9	191
合計	213,976	396,228	54.0	15,862
総合計	786,449	1,448,949	54.3	61,975

### 3. 私立学校運営費補助金の安全対策割について

運営費補助の「調整割」の細区分の中に、「安全対策割」という区分がある。これは、「生徒（園児）の安全確保及び学校（幼稚園）の安全管理のために要する経費の2分の1の額とする」と定められている。

運営費補助における他の区分計算においては、さまざまな配分計算が実施される中において、唯一実際にかかった経費（支出）に対して、その2分の1ではあるが直接的に補助金が交付されるようになっており、他の区分計算とはその算定方法が異なるものである。このように直接的

に補助金が算定されるのは、その内容の重要性からであると思われる。

#### 運営費補助の中での「安全対策割」の取り扱いについて

現在の計算の仕組みにおいては、「調整割」に配分された金額の中からまずこの安全対策割の金額を控除し、その残額を調整割の他の項目によって配分計算を行うようになっている。

このような計算方式であれば、「安全対策割」による補助対象経費が非常に大きな金額で発生した場合には、「調整割」に区分された補助金額のかなりの金額がこの「安全対策割」に割り振られることになってしまい、「調整割」の中の他の区分に対しての配分額が通常の年度より少ないものになってしまう。

折角様々な区分を設けてそれぞれの特色に応じた配分をしようとしている中で、その趣旨を十分には活かせない結果になるものと思われる。

調整割の中の他の区分に対しての配分額をきちんと確保する措置が必要であると考える。

#### 4. 私立学校運営費補助金の交付額について

私立中学校に対する補助金を例にとってみると、平成15年度における消費収支計算書の概要は以下のとおりである。

補助金を含めた収支差額は収入超過であるが、補助金を除いた収支は3校が赤字、2校が黒字の状態である。

補助金の配分方法に「収支差額」は入っていないため補助金額が赤字額とリンクはしないが、結果として3校は赤字補填となっている。その最大の原因是、定員と在籍者との差、つまり定員割れが100名以上の学校は補助金なしでは収支差額が赤字となってしまっているという現状である。

2校は少数の定員割れか定員超過と生徒の人気が高い。それは経営努力の結果であり高額の授業料でも生徒を集めることができ、その結果経営的には安定している。

定員割れの学校は、当然過剰の設備を保有しているはずであり、過剰設備の維持管理費も在籍生徒の学納金からなされているはずである。公益性の高い学校法人といえども、補助金が無くても黒字経営であってこ

そ永続的な経営ができるのであり、そのための努力を行うべきである。定員の充足は補助金の削減には直接結びつかない可能性もあるが、少なくとも運営費補助が無くても黒字化できる可能性が高く、永続的な学校経営が可能と言えよう。

このままでは、経営努力で黒字経営の学校は補助対象経費に対する補助金交付率が少なく、補助金を除くと赤字の学校への補助金交付率が高いのは赤字補填になっているとの批判に耐えられない。経営努力を促すような補助金の交付が必要である。

## 5. 私立学校運営費補助金の配分計算について

幼稚園に対する補助金を例にとってみると、以下のとおりである。

### (1) 教員割について

教員割では本務教員のみが対象とされ、兼務教員についてはまったく考慮されていない。現実には、本務教員とされた教員が職員的な管理業務に携わっているケースや園長が他の組織の代表を務めているケースは多く見られる。1クラスの園児数は35名以下が条件であるため、本務教員は最低、クラスの数だけいることになる。多彩な教育を行うためには本務教員だけでは手薄な面も当然出てくるであろうから、兼務教員の数が多いことはある面では教育の充実が図られているともいえる。従って明らかに教育・保育活動にのみ携わっている兼務教員を対象外とすることは、公平を欠いていると思われる。

教員割の対象を本務教員だけとするのか、或いは本務教員と兼務教員とするのかは、運営費補助金交付目的の根幹に関わることであるため、現実的にかつ柔軟に判断すべきである。

### (2) 園児数割について

園児数割は、園児減少対策分と園児数割（基本額）からなる。

園児減少対策分は、県単独補助上乗せ額の半額（8,746円／1人当たり×定員内実員8,632名÷2=37,748千円）を平成3年度の定員内実員と当該年度の定員内実員の差により按分（県単は平成4年度から発生のため）。

園児減少対策分は平成3年度の定員内実員との比較を基礎にして按分計算されているが、平成3年度との比較に何の意味があるかわからない。単に制度が新設されたのが平成4年であり、以後継続して平成

3年を基準年度としているが、基準年度を平成3年とする合理的な根拠はない。園児減少対策分としては別途激減緩和措置としての補助金を支給しており重複している。

園児数割（基本額）は、園児数割総額（運営費補助金の30%、409,963千円）から園児減少対策分額（37,748千円）を減じた額を、各幼稚園の当該年度の定員内実員で按分して計算する。

更に調整項目として、実在籍園児数が定員の105%を超えた場合、超過した実人員に県の予算単価（158,311円）を乗じた額を園児数割（基本額）から減額する。

平成15年度は、減額されたのは11園であった。この減額総額は、調整割に加えられ再度配分される。

定員の見直しが行われていないにも関わらず、園児数割（基本額）の減額計算がなされるのは合理性を欠く。全幼稚園87園のうち50%未満の在籍園数は28園、80%未満の在籍園数は54園にのぼり実に62%で大幅な定員割れとなっているが見直しがなされていない。

加えて、定員の5%を超えて実人員がいる場合に減額されるが、5%の妥当性が理解できない。あくまでも定員で考えるのなら、5%の枠を設けること自体合理性がない。常に定員が見直され、定員そのものに地域の修学適齢児数との合理的な調整が図られているのであれば、児童数割の合理性も理解できるが比較対象としている数字に同質性が薄いと考える。

改善すべきである。

### (3) 調整割について

#### ① 教員派遣研修割

補助の対象となるのは園長を対象にした研修、保育技術講座、家庭教育相談員研修、でありそれぞれ3日以上出席したものである。補助金対象幼稚園は23園と少ない。

補助金の支給総額は決定されているため研修を行う園が少なければ高額の補助金が支給される結果となった。

この原因は、研修補助の総額を先に決めているため、補助金総額を研修を行った園に配分したためである。

また補助対象経費が、研修会費と交通費の合計額となっている。中

には東北地区で実施された研修会に参加したため、補助対象経費のほとんどが交通費と考えられるものもあった。

いずれにしても改善すべきである。

## ② 情報化推進割額について

情報化推進割額の交付額算定方法は、まず所与の総額（調整割額の10%）があり、コンピュータのレンタル・リース台数やインターネット接続の有無によって各幼稚園に付された点数により所与の総額を按分するものである。情報化推進は、ホームページ等の開設により保護者等に学校法人の決算資料や教育現場の開示を行い、園児の入園先決定の判断に資するために国も推進している。大学では既にホームページでの開示が進んでいる。県もこの様な趣旨で情報化推進を各学校法人に呼びかけている。

平成15年度の補助対象となる55園のうち44園で交付額が実際の情報化のための経費を上回っている。具体的には、55園全体で情報化のための経費が7,762千円であるのに対して、情報化推進割額は15,554千円と算定され交付されている。情報化のためには、教職員の研修や増員など私立学校の運営費の増加があるため、補助金額は情報化経費を上回っている。

情報公開は時代の流れであり、これに乗り遅れれば入園児の獲得に支障をきたすだけである。単にインターネットに接続等ではなくもつと適切な項目を検討すべきである。

所与の総額の決定方法を見直すか、算定方法を実際の経費に対して一定割合を交付する方法に早急に改める必要がある。

## ③ 保育料割について

保育料割は、調整割額から安全対策割額を控除した額の55%を県内の幼稚園数で除し均等に配分される。しかし保育料が県内幼稚園の平均額より高い保育料を徴収している園に対しては、平均保育料を超過した額に実人員数を乗じて超過額を算出し、均等額から控除した額を保育料割としている。

一方平均保育料より安い保育料を徴収している園に対しては、平均保育料が高かった園から控除した超過額を追加配分している。

この結果平均保育料より安かった園が、定員内実人員に平均保育料から実際の保育料との差額を乗じた額よりも多くの追加配分を受けることとなった。